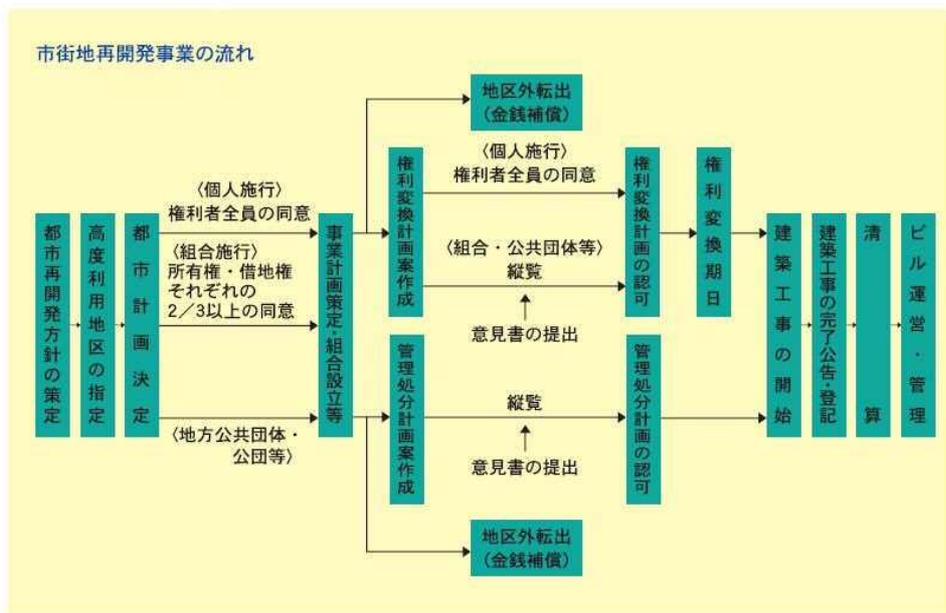
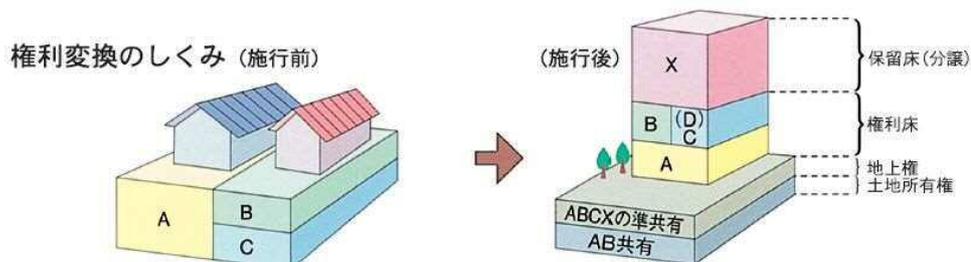




## b. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、地区内の建築物を除去し、道路などの公共施設を整備するとともに、新しい高層の建築物を建築し、従前の権利をその建築物の床・敷地に関する権利に変換する（権利変換方式）ことにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。

権利変換方式とは、施行前の土地や建物についての権利を、新たに整備する再開発ビルの床として置き換えることを基本としています。地区外へ転出する人は、申し出をすることによって転出することができます。



松江駅前地区第一種市街地再開発事業（松江市）



益田駅前地区第一種市街地再開発事業（益田市）